

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 成人被後見人の相続税の障害者控除

**Q** : 相続人が成年被後見人である場合、相続税の障害者控除の対象になりますでしょうか？

**A** : 特別障害者に該当します。

### 【解説】

相続税の障害者控除とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が、日本国内に住所を有する者で相続人に該当し、かつ、障害者である場合には、6万円(特別障害者である場合には12万円)にその相続開始時からその者が85歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を、その者の相続税額から控除するというものです。

ここでいう、障害者控除の対象となる障害者とは、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある一定の者をいい、特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある一定の者をいい、所得税法施行令に規定する「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」が該当するとしています。

ところで、成年後見人制度における成年被後見人とは、家庭裁判所において「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見開始の審判を受けた者をいい、所得税法では、障害者控除の対象となる特別障害者に該当するとされています。

こうしたことから、相続税においても、成年被後見人に該当する相続人については、特別障害者に該当するものとして取り扱われることとなっています。

